

# あと1か月半！ 今年4月ペイオフ解禁拡大



預貯金を保護するための預金保護制度が改定され、平成17年4月からペイオフが解禁拡大となります。これによって、今後私たちの預貯金はどのように守られていくのでしょうか。ペイオフ解禁後の預金保護制度について紹介します。

## 預金保険制度とは？

日本国内に本店をおく銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会など、預金保険制度に加入している金融機関は、毎年、預金量の一定割合を保険料として預金保険機構に支払っています（農協などは別途、農水産業協同組合貯金保険制度に加入しています）。

預金保険制度に加盟する金融機関が万が一破たんした場合に、預金保険機構が預金者に保険金の支払いを行います。これを一般的に「ペイオフ」といいます。

## 平成17年4月からペイオフ解禁拡大

ペイオフ制度は、預金保険制度が導入された年から存在していました。しかし、金融機関が多額の不良債権を抱え、国民の金融不安が広がったため、臨時の措置として平成8年から一旦ペイオフを凍結し、銀行などが破たんしても国が税金で預金を全額保護する特別措置をとってきました。

「ペイオフ解禁拡大」とは、このペイオフ凍結を解除し、国が税金で全額保護する特別措置から、本来の預金保険制度によって、預金保険機構が預金のうちの元本1千万円とその利息までを保護するしくみにすることです。

平成14年4月に預金保険法の改正により、「当座預金」「普通預金」「別段預金」を除く預金については、すでにペイオフが解禁されていますが、平成17年4月からペイオフは解禁拡大となります。

## ペイオフ解禁拡大後も

### 全額保護される決済用預金

平成17年4月からは、これまで全額保護されていた普通預金を含む利息のつく預金に関しては、一金融機関ごとに預金者一人あたり元本1千万円までとその元本に係る利息などが保護され、保護限度を超える部分については、破たん金融機関の財産状況に応じて支払われます。

商品の分類		保護の範囲	
		H14.4月～H17.3月	H17.4月～
保険対象	決済用預金	全額保護	全額保護
	当座預金、普通預金、別段預金のうち上記以外のもの		* 1,000万を超える部分は、金融機関の財産状況に応じて支払われます。
	定期預金、定期積立、貯蓄預金など元本補填契約のある金銭信託（ビック、ワイド）など		合算して元本1,000万円までとその利息を保護
対象外	外貨預金、譲渡性預金 元本補填契約のある金銭信託（ビック、ワイド）など	全額保護外	* 預金は金融機関の財産状況に応じて支払われます。

ただし、ペイオフ解禁拡大後も決済機能の安定確保が不可欠であるため、「決済用預金」については、平成17年4月以降も全額保護されます。決済用預金とは、①無利息、②要求払い（預金者の要求にしたがい、いつでも払戻しができること）、③決済サービスを提供できること（引落としなどができる口座であること）の3つの要件を満たし、当座預金や利息のつかない普通預金が該当します。

## ペイオフQ&A

- 1 同じ金融機関の複数の支店で預金している場合、保護されるのはいくらまで？  
複数支店の預金額を合計し、元本1千万円までとその利息が保護されます。
- 2 同じ金融機関に預金している場合、家族の預金は全員で1千万円までしか保護されないの？  
いいえ。家族であっても、各義人ごとに元本1千万円までとその利息が保護されます。
- 3 金融機関が合併したり、事業の全部を他社に譲渡したりした場合、保護される預金はいくらまで？  
平成15年4月以降に金融機関の合併等があった場合は、その後1年間に限り、「1千万円×合併等に係る金融機関数」に保護される金額となります。2行合併の場合であれば、1千万円×2行＝2千万円まで保護されるということです。